

厚木市住みよいまちづくり条例に基づく

# ごみ焼却場の都市計画変更

(廃止及び名称変更) の素案に関する説明会

厚木市環境センター 2階大会議室  
令和7年5月17日



厚木市 都市計画課

# 1 本日の説明会の趣旨

## 2 背景、概要

### 3 都市計画変更の概要

#### 4 今後の都市計画手続

## ■ 本日の説明会の趣旨

厚木市では、都市計画の決定や変更の素案を作成する際は、住民説明会を開催し、皆様から御意見をいただいております。

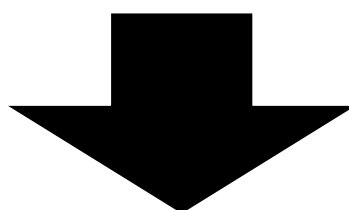
(厚木市住みよいまちづくり条例 第19条)

**本日は、厚木都市計画ごみ焼却場の  
都市計画変更(素案)について  
説明させていただきますので、  
御意見をお聞かせください。**

# ■ 本日の説明会の趣旨

都市計画変更は、、、

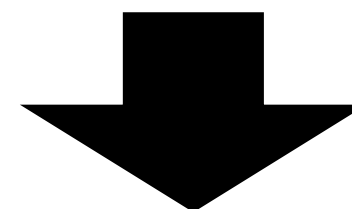
番号	ごみ焼却場名
第2号	厚木市環境センター



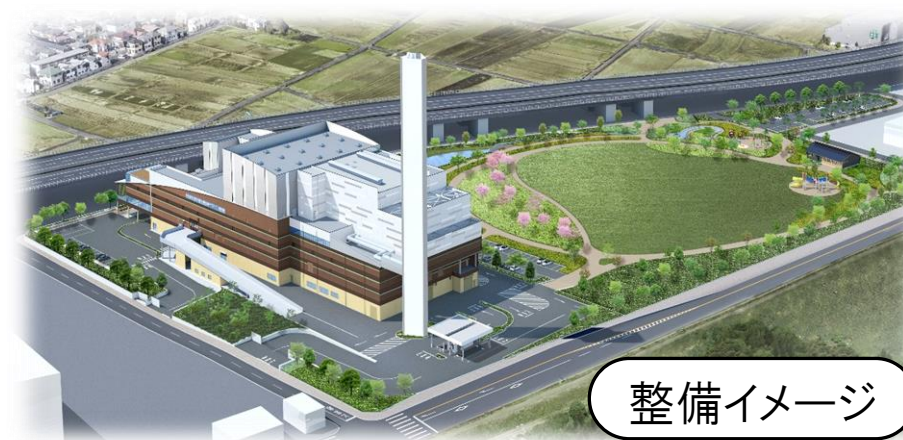
**廃止**



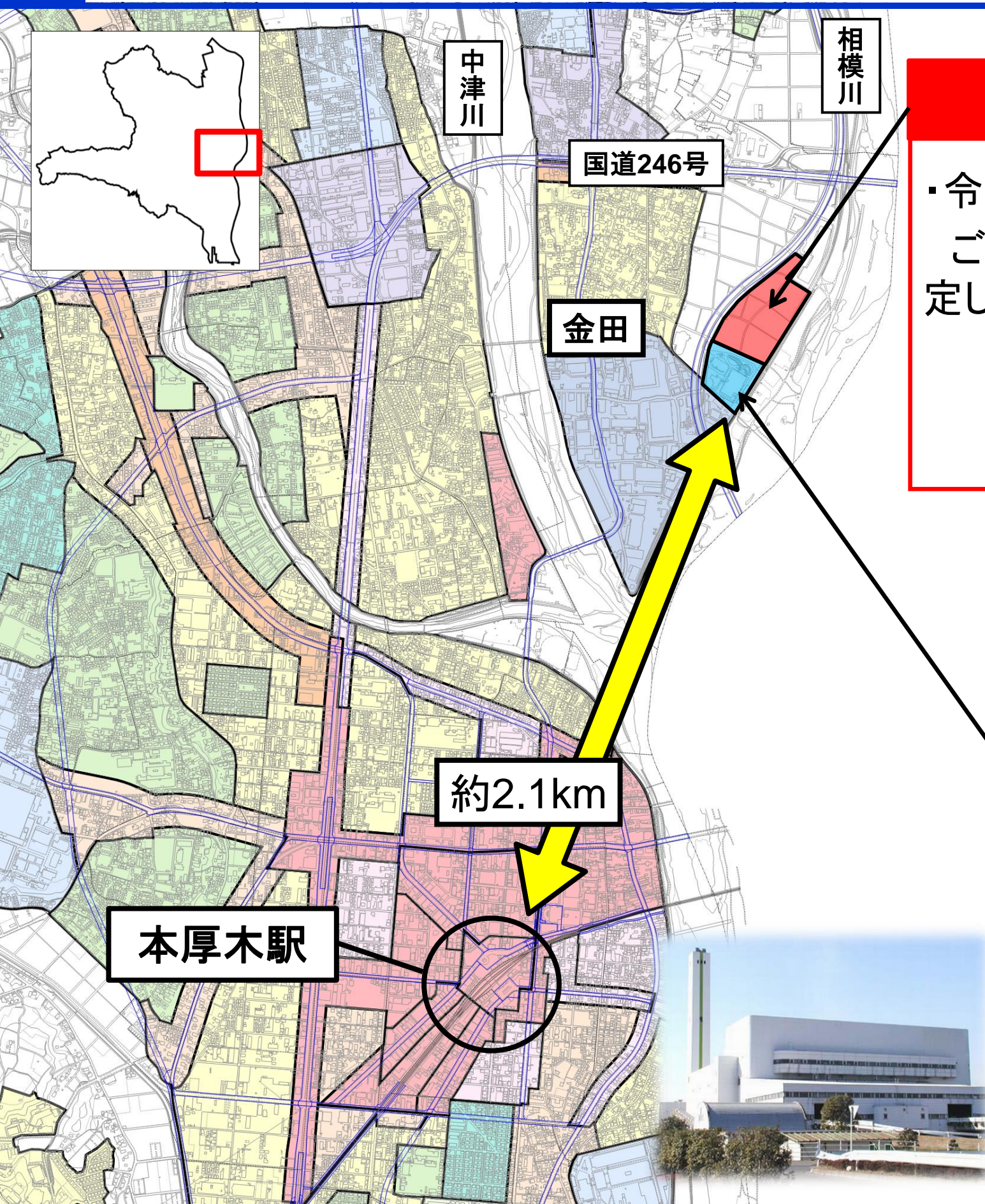
番号	ごみ焼却場名
第3号	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設



番号	ごみ焼却場名
第2号	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設



整備イメージ



位置図

N



## 新ごみ処理施設

- 令和元年10月4日  
ごみ焼却場として都市計画決定した。

### 現在建設中

( R7.12稼働予定 )



整備イメージ

## 現ごみ処理施設

- 昭和58年12月22日  
都市施設 ごみ焼却場として  
都市計画決定した。

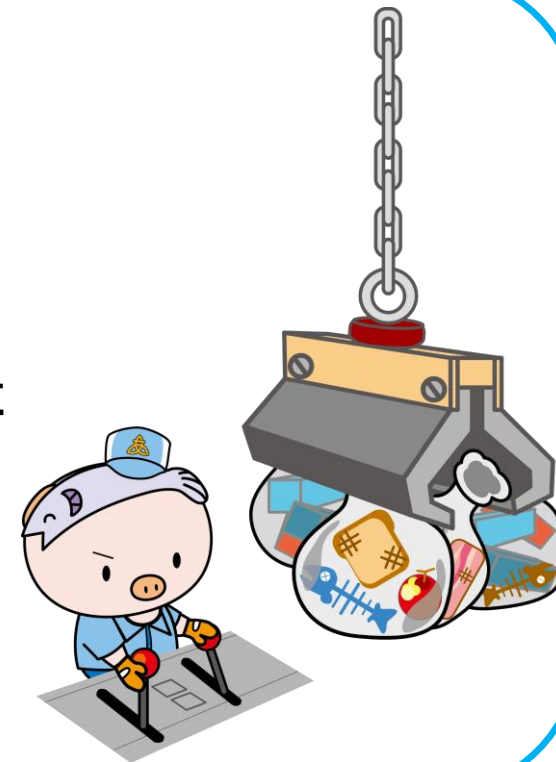
### 現在稼働中

( S62.11 ~ 現在 )

## 現ごみ処理施設(第2号厚木市環境センター)

- 昭和58年12月22日 ごみ焼却場として都市計画決定
- 昭和62年11月に完成
- 「厚木市都市計画マスタープラン」、  
「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」等
- ・ごみの減量化及び資源化を図る
- ・愛川町・清川村とのごみ共同処理(広域化)

現在稼働中( S62.12 ~ 現在 )



↓  
建物の老朽化による  
建て替えが必要

## 新ごみ処理施設(第3号厚木愛甲環境 施設組合ごみ中間処理施設)

- 令和元年10月4日 ごみ焼却場として都市計画決定。

現在建設中( R7.12稼働予定 )

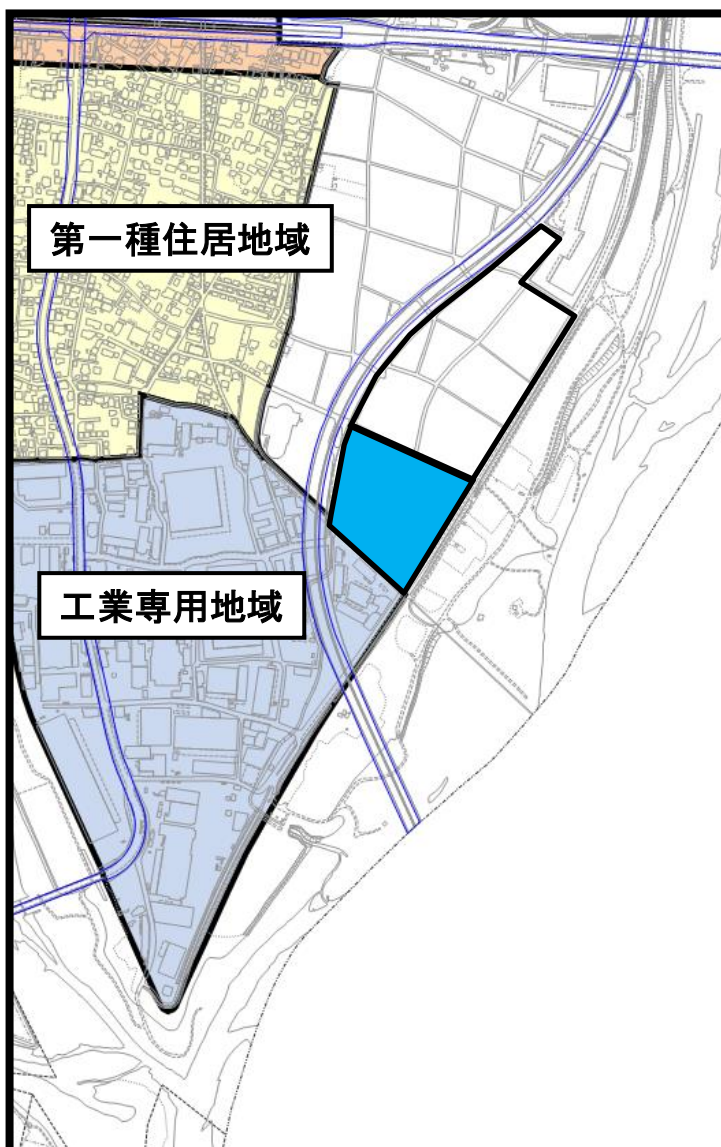


## 第2号厚木市環境センター（現在稼働中）

### 背景

厚木都市計画ごみ焼却場『第2号厚木市環境センター』は、昭和58年12月22日に都市計画決定し、昭和62年11月に完成しました。現状、老朽化が進んでいます。

### 決定概要



名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
2	厚木市環境センター	厚木市金田字 新走落、字新	約2.8 ha	処理能力 330t/日

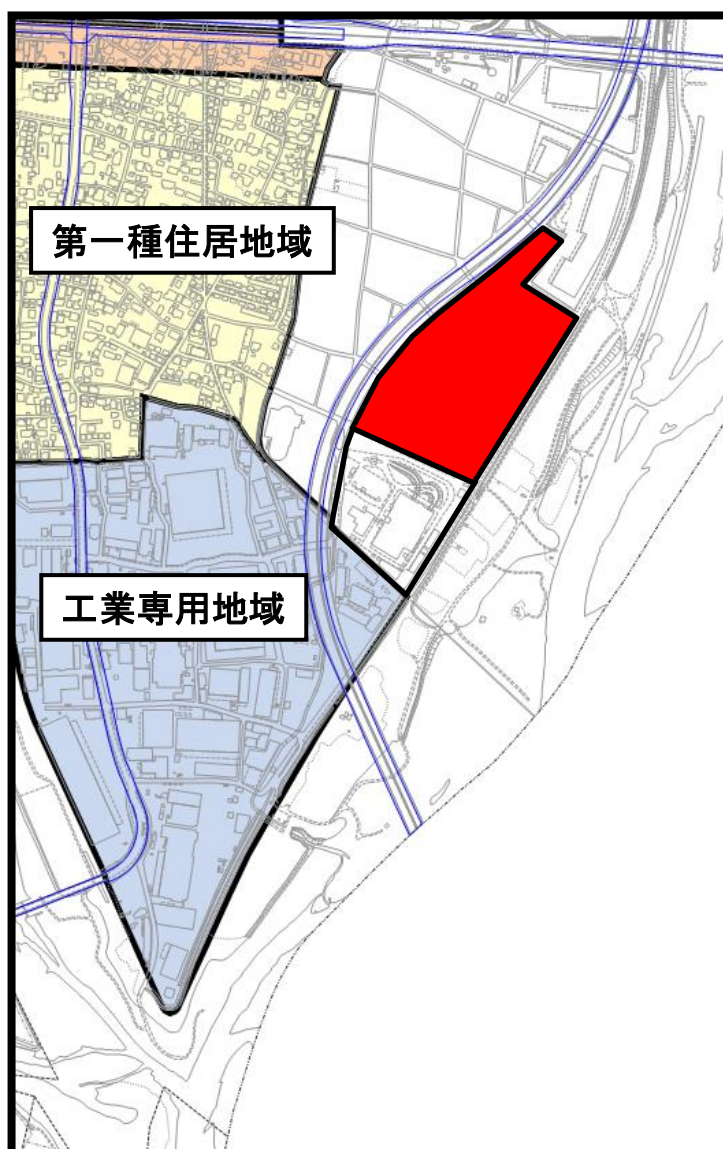
**都市計画の変更(廃止)**

## 第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設(現在**建設中**)

### 背景

現在建設中の厚木都市計画ごみ焼却場『第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ処理施設』は、令和元年10月4日に都市計画決定し(※)、その後建設を開始し、令和7年12月1日の稼働が確実となりました。

### 決定概要

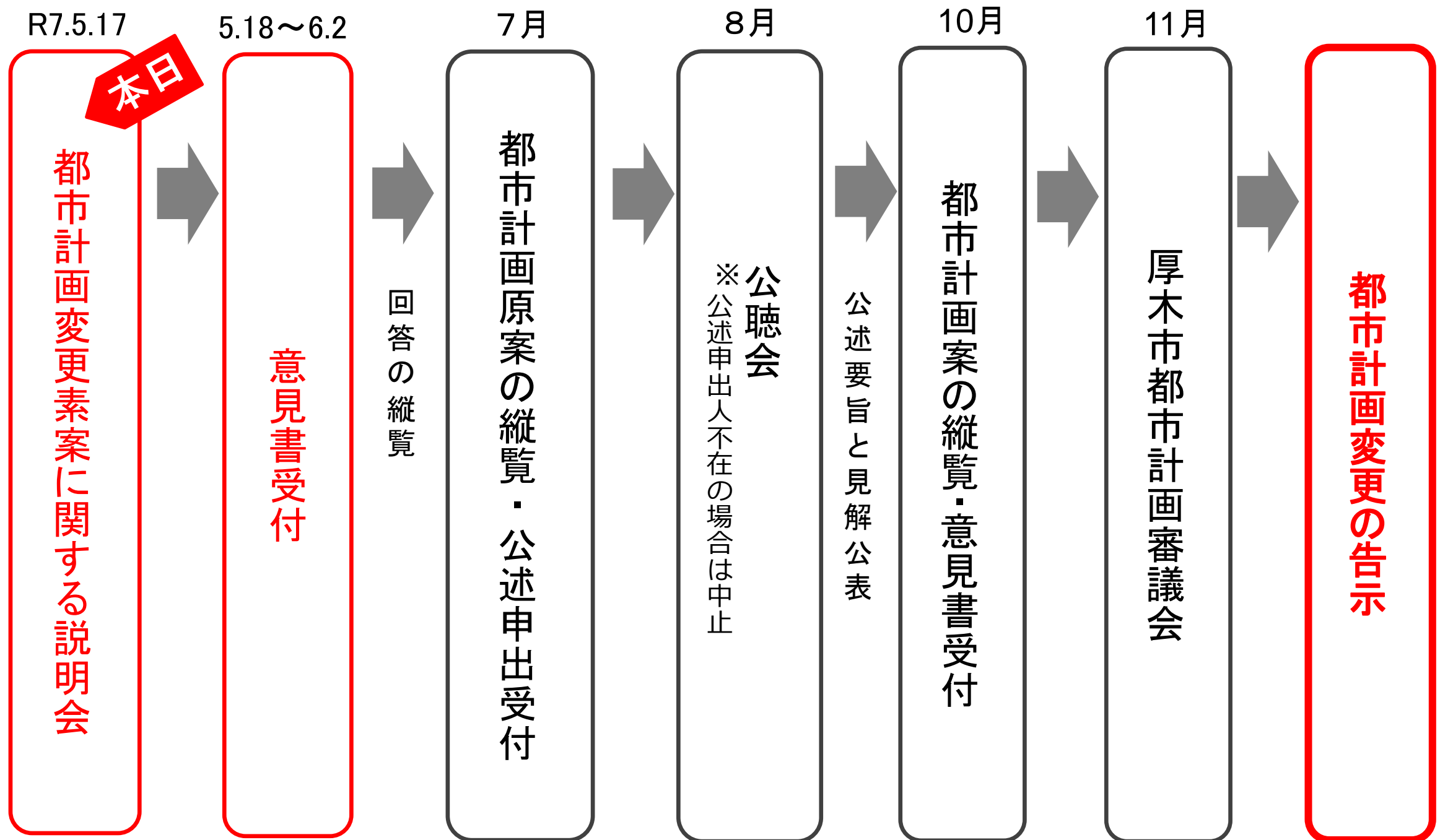


名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
3	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設	厚木市金田字 新白鳥、字新森下、字新 前河内及び字新	約5.5 ha	処理能力 273t/日



名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
2	厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設	厚木市金田字 新白鳥、字新森下、字新 前河内及び字新	約5.5 ha	処理能力 226t/日

※処理能力は備考欄に記載した参考数値で、都市計画決定内容ではありません。



- ・本スケジュール案は現時点での予定であり、今後の関係機関との調整状況や事業の進捗状況等により変更となる場合があります。



## 【意見書の受付について】

受付期間	令和7年5月18日(日)～6月2日(月)【必着】
提出方法	郵送、持参、ファクスまたはメール
提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する方</li> <li>・市内に存する土地について利害関係を有する方</li> </ul>
提出場所	<p>厚木市 都市みらい部 都市計画課</p> <p>〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号 厚木市役所第二庁舎12階 電話 (046)225 - 2400 FAX (046)222 - 8792 E-mail 4600@city.atsugi.kanagawa.jp</p> <p>※持参の場合、受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)</p>

意見書の書式及び本日の資料は、

市ホームページからダウンロードできます。

厚木市 都市計画手続

検索





ご清聴ありがとうございました

